

II 計画の基本的な考え方

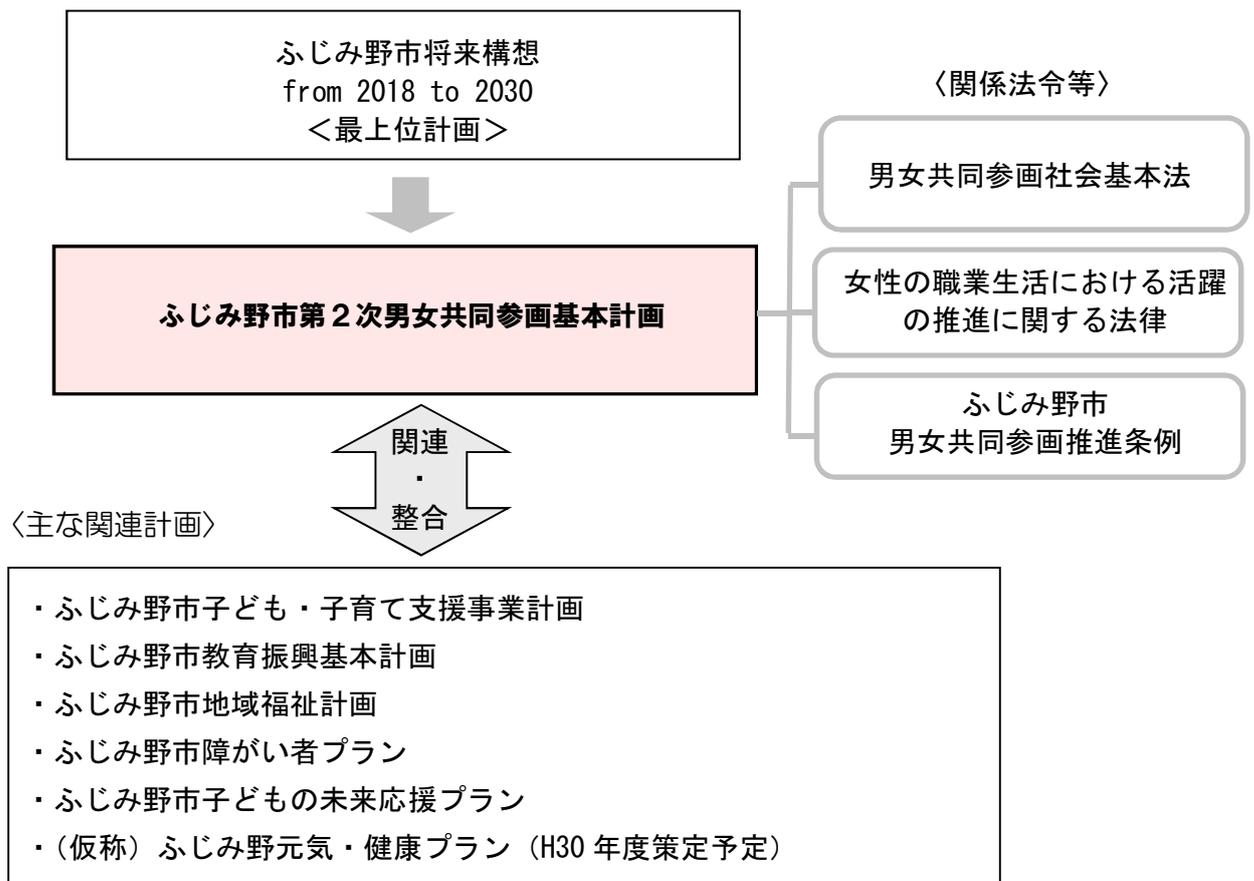
II 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、ふじみ野市において男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と一体的に策定するものです。
- (3) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と一体的に策定するものです。
- (4) 本計画は市の最上位計画である「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」に基づき、策定するものです。



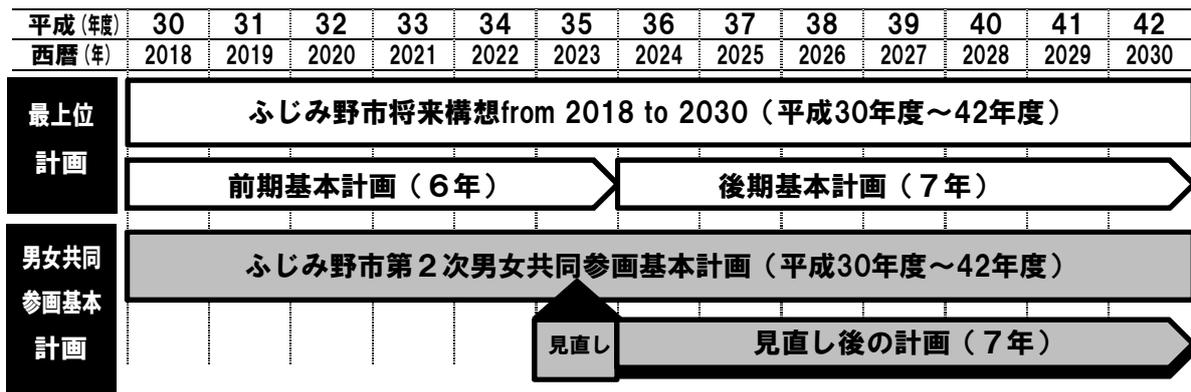
II 計画の基本的な考え方

3 計画の性格

- (1) この計画は、「ふじみ野市男女共同参画推進条例」第 10 条に基づき策定する計画です。
- (2) この計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、埼玉県の「男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (3) この計画は「ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合性を図り、推進するものです。
- (4) この計画は、「ふじみ野市男女共同参画推進審議会」の意見を尊重するとともに、「ふじみ野市男女共同参画基本計画（平成 20 年度～平成 29 年度）」の推進状況や課題を整理し、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- (5) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

4 計画の期間

この計画は、市の最上位計画「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」と同様、平成 30 年度～平成 42 年度の 13 年間に計画期間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



5 計画の推進

近年、計画の策定をはじめ、取組を実践する過程においても、市民等の参画による見直し等の仕組みが構築されております。

ふじみ野市では、男女共同参画基本計画の基本理念である「だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野」の実現を、市民や各種団体との協働により、推し進めていきます。

(1) 推進体制

①計画の点検・評価体制

▶ふじみ野市男女共同参画推進審議会

市民委員をはじめ、各分野の専門的知識を有する委員で構成され、計画の進捗状況の点検・評価を行います。

②庁内推進体制の整備・充実

▶ふじみ野市男女共同参画推進会議

主に男女共同参画に密接に係る部署の課長を構成員として、この計画に定める施策全体の総合的な推進や施策の調査研究と進行管理を行います。

▶ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議

DV被害者の支援を関係各課が相互に連携して総合的に推進する役割を担うことから、DV防止基本計画の策定にあたっては、被害者の支援の充実に向けて検討するとともに、今後の推進体制の重要な役割を果たしていきます。

(2) 市民、事業者等との連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたり、市・市民・事業者等と連携、協働し、さまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

(3) 国や埼玉県、関係機関との連携

国の法整備や、埼玉県が広域的に実施すべき事項等については、国や埼玉県に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

(4) 計画の効果的な進行管理

施策の推進状況を年度ごとに確認し、公表します。推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。さらに、進行管理の精度を上げるために、成果指標等を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。